



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 文 書 課
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定施業要件の変更	林 政 課
・道路の区域の変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始（6件）	"
・一般競争入札の参加者の資格等	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	教育庁高校教育課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	総 務 文 書 課
・落札者等	情 報 政 策 課
・特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	県 民 協 働 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	商 務 金 融 課
・肥料の登録	農 業 経 営 課
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を相当とする旨の決定	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画の決定	"
・県営土地改良事業変更計画の決定	"
・一般競争入札の実施	港 湾 課
・一般競争入札の実施（2件）	教育庁高校教育課
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定	学 芸 文 化 課

## 規 則

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第5号

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県営住宅条例施行規則（平成9年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「10年間」を「10年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の2第6項の規定により知事が延長する場合における有効期間は、入居可能日から子育てに適する県営住宅の入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日までとする。

第4条の6を第4条の7とし、第4条の5の次に次の1条を加える。

（有効期間の延長）

第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 条例第6条第1項各号に掲げる条件に該当すること。

(2) 条例第50条第1項第1号から第6号までに掲げる場合に該当しないこと。

(3) 入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が学校教育法に規定する中学校、特別支援学校の中学部若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されていること。

2 条例第8条の2第6項の規定により有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間の満了日の30日前までに、子育てに適する県営住宅の有効期間延長申請書（様式第2号の6）その他知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、有効期間の満了日の30日前の日を経過した後に、子の出生その他やむを得ない理由があると知事が認める場合における同項の規定の適用については、同項中「有効期間の満了日の30日前」とあるのは「有効期間の満了日」と読み替えるものとする。

4 条例第8条の2第6項の規定により有効期間の延長を認められた者に係る第4条の3から第4条の5までの規定の適用については、各条中「有効期間」とあるのは「延長された有効期間」と読み替えるものとする。

様式第2号の2中「明け渡してください」の次に「。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります」を加える。

様式第2号の3の2(2)を次のように改める。

(2) 有効期間が満了する日までに必ず上記住宅を明け渡さなければなりません。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります。

様式第2号の4の2(2)を次のように改める。

(2) 有効期間が満了する日までに必ず上記住宅を明け渡さなければならないこと。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなること。

様式第2号の5中「明け渡してください」の次に「。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります」を加え、「第8条の2第6項」を「第8条の2第5項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号の6（第4条の6関係）

## 子育てに適する県営住宅の有効期間延長申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏名 ㊟

年 月 日付けで入居決定通知を受けた子育てに適する県営住宅に係る入居の有効期間について、下記のとおり延長の申請を行います。

## 記

- 1 入居決定年月日 年 月 日
- 2 住 宅 名 県営住宅 団地
- 3 住 宅 番 号 棟第 号
- 4 当初の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 延長申請する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 同居・扶養する者

（※現に同居し、扶養する者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されている者の氏名を記載すること。）

## 7 知事が別に定める書類

- (1) 住民票の謄本
- (2) 出生証明書

（※上記6に係る者の出生届前で住民票への登載がまだなされていない場合）

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 長崎県告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の時期及び方法等について次のとおり告示する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

## 1 競争入札に付する事項

メール便及び宅配便の配達業務

## 2 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたこと。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたこと。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

## 3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

## (2) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、5の(1)の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）及び前々事業年度とする。

ア 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

イ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

ウ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

エ 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

オ 財務比率 基準年度末日現在における次に掲げる各比率

㍑ 売上高当期利益率

㍒ 固定長期適合率

㍓ 流動比率

カ その他知事が特に必要と認める事項

## 4 資格審査申請の時期

この公告の日の午前9時から、平成29年3月10日の正午までの間（県の休日を除く。）とする。

## 5 資格審査申請の方法

### (1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

### (2) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク その他知事が必要と認める書類

### (3) 申請書及び添付書類の様式

申請書及び(2)のカ及びキの書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

### (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市江戸町2-13

〔名称〕長崎県総務部総務文書課企画・文書班

〔電話〕095-895-2127

## 6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

## 7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年3月31日までとする。

## 8 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

### (2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 長崎県告示第119号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。



平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 平成29年2月24日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
名 称 長崎県  
所 在 地 長崎県長崎市江戸町2番13号  
代表者氏名 長崎県知事 中村 法道  
代表者住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
- 3 埋立ての区域  
(1) 位 置 長崎県五島市奈留町大串字上方江神1092番6から奈留町大串字小河原1096番2に隣接する白地に  
至る地先  
(2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)  
(3) 面 積 71.68平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成25年7月17日付け長崎県指令24漁港許第4号  
平成27年3月6日付け長崎県指令24漁港許第4号
- 6 閲覧場所  
長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

**長崎県告示第120号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐世保市赤木町39(次の図に示す部分に限る。)、40、84、110、208、212、217、218、220、221、249、309の1、  
321、327から332まで、356から361まで、365、709、713、731、732、734、736、739から741まで、852、882、  
1741から1744まで、1746から1755まで、1760、1761、1765、1812、1968、烏帽子町161、193、桜木町8から11まで、  
37から40まで、120、201、203、249、田代町220・223(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、116の  
1、116の2、137、176、178から181まで、202、211、212、215から219まで、221、222、632、635の1、635  
の2、924、983、1031、1033、1034、1045、1046、1118、1209、1210、1216、1217、1224、1227、1229、1274  
から1276まで、1278、1375の1、1375の2、1384の1、1384の2、1385の1、1385の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定  
める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第121号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す  
る。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
 路線名 長崎漁港村松線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市西海町字平床828番1地先から 長崎市西海町字平床1071番3地先まで	前	10.4~27.8	83.3	
	後	10.4~18.7	83.3	

**長崎県告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 佐世保日野松浦線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市志佐町稗木場免字下り1809番1地先から 松浦市志佐町稗木場免字堤2018番2地先まで	前	7.4~91.6	384.0	
	後	7.7~91.6	458.5	

**長崎県告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
 路線名 矢次南有馬線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市北有馬町丙字灰木向876番1地先内	前	8.5~10.3	8.0	
	後	10.5~12.5	8.0	

**長崎県告示第124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 矢次南有馬線	南島原市北有馬町丙字灰木向876番 1 地先内	平成29年 2 月24日

**長崎県告示第125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
路 線 名 嬉野川棚線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町石木郷字ソロメキ1010番 2 地先から 東彼杵郡川棚町石木郷字上石木605番 1 地先まで	前	16.4~39.0	155.5	
	後	14.9~36.2	155.5	

**長崎県告示第126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 嬉野川棚線	東彼杵郡川棚町石木郷字ソロメキ1007番 1 地先から 東彼杵郡川棚町石木郷字石木平592番地先まで	平成29年 2 月24日

**長崎県告示第127号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎畝刈線	長崎市滑石3丁目519番13地先から 長崎市滑石4丁目594番 6 地先まで	平成29年 2 月24日



**長崎県告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市蚊焼町字東道上4659番1地先から 長崎市蚊焼町字岳路4971番1地先まで	平成29年2月24日

**長崎県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市千々町140番1地先から 長崎市千々町61番1地先まで	平成29年2月24日

**長崎県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市堤町1232番1地先から 五島市堤町1236番1地先まで	平成29年2月24日

**長崎県告示第131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆毬美津島線	対馬市厳原町阿連字小ワシカ709番5地先内	平成29年2月28日

**長崎県告示第132号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、長崎県が

発注する長崎空港内外連絡通路警備業務委託に係る競争入札参加資格を得ようとする者のための申請方法等について次のとおり告示する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

## 1 競争入札に参加することができない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、これに該当しないものである。）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (7) 本社を長崎県内に有しない者

## 2 審査事項

- (1) 年間売上高
- (2) 営業年数
- (3) 従業員数
- (4) 警備実績
- (5) 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

## 3 入札を希望する者の資格申請の方法等

### (1) 申請の方法

入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添え、3の(3)に掲げる提出場所に持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は平成29年3月15日までの消印のあるものを有効とする。

ア 法人にあつては、登記簿謄本

イ 営業に必要な許可、認可等を証する書類（都道府県公安委員会が発行する警備業の要件を備えていることを認定する認定証の写し等）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書又は指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書若しくは登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書（県外に事務所又は事業所を有すること等により同県税が課税されていない者にあつては、主たる事務所又は事業所の都道府県税について未納の税額がないことの証明書をいう。）

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

### (2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示日以降から3の(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
長崎県土木部港湾課管理班  
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号  
電話095-824-3625（直通）
- (4) 申請の時期  
この告示の日から平成29年3月15日までとする。
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第4号）により申請者あて通知（郵送）する。
- 5 資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、4の資格審査結果通知書により資格を取得した日から平成31年3月31日までとする。
- 6 資格審査申請書記載事項の変更届  
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者
  - (4) 資本金（法人の場合）
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 委任事項
  - (7) 金融機関取引口座
  - (8) 電話番号
- 7 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加者の資格を有する者が、1の(1)及び(6)に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。
  - (2) 入札参加者の資格を有する者が、1の(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が1の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
- 8 資格取消しの通知  
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項  
長崎県教育センター庁舎等管理業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のア及びイに該当する者

ア 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日以前6か月から入札日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた者

イ 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

(4) 3の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者

(7) この告示の日の前日までに長崎県内に本店等を有していない者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用していない者

(8) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者

(9) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の規定による長崎県知事の登録を受けていない者及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する1種、2種、3種いずれかの電気主任技術者並びに仕様書にある技術者を選任できない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高	資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）の年間売上高
イ 営業年数	基準日の前日までの営業年数
ウ 従業員数	基準日の前日現在の従業員数
エ 財務比率	基準年度末日現在における次に掲げる各比率
	(ア) 売上高当期利益率
	(イ) 固定長期適合率
	(ウ) 流動比率

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から平成29年3月7日（火曜日）17時00分までの間（県の休日を除く。）とする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 居住地の市町村長が発行する住民票

(ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書



- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 印鑑届（様式第2号）
  - キ 口座振替申込書（様式第3号）
  - ク 都道府県知事の登録建築物環境衛生総合管理業の長崎県登録を受けていることを証明する書類
  - ケ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する1種、2種、3種いずれかの電気主任技術者を選任できることを証明する書類
  - コ 仕様書にある下記の技術者を選任できることを証明する書類
    - ・電気工事士（2種以上）
    - ・危険物取扱者（乙種4類以上）
    - ・冷凍機械責任者（3種以上）
    - ・消防設備士又は消防設備点検資格者
    - ・ボイラー技士（2級以上）
    - ・建築物環境衛生管理技術者
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2
  - （名称）長崎県教育センター（総務課）
  - （電話）0957-53-1131
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成30年3月31日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更  
入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者
  - (4) 資本金（法人の場合）
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 委任事項
  - (7) 金融機関取引口座
  - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。
  - (2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。
  - (3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

## 一般競争入札の実施（公告）

役務の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

メール便及び宅配便（以下「メール便等」という。）の配達業務（業務ごとに入札を行う。）

## (2) 業務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成29年4月1日から平成29年12月31日まで

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## (5) 入札の方法

ア 入札書の最上段に記載する金額は、配達業務に係る年間の合計金額とし、この契約は単価契約とするため、この金額と「区分ごとの計」の金額を一致させること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は3回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等（平成29年長崎県告示第118号）に定める資格を得ていること。

(3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。

(4) メール便等を全都道府県に運送し、かつ配達することが可能な者であること。

(5) 長崎市内に事務所又は事業所を有する者であること。

(6) 3の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) 3の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等（平成29年長崎県告示第118号）に定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所に提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市江戸町2-13

〔名称〕長崎県総務部総務文書課企画・文書班

〔電話〕095-895-2127

〔申請期限〕平成29年3月10日 正午



- 4 入札参加条件  
当該役務を迅速かつ確実に履行できると認められる者
- 5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
〔住所〕〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
〔名称〕長崎県総務部総務文書課企画・文書班  
〔電話〕095-895-2127
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付
  - (1) 期間 この公告の日から平成29年3月14日 午後5時までの間（県の休日を除く。）
  - (2) 場所 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
  - (1) 提出場所 長崎県総務部総務文書課企画・文書班
  - (2) 受領期限 平成29年3月14日 午後5時まで
  - (3) 提出方法 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。
- 10 開札の場所及び日時等
  - (1) 場所 長崎県庁本館2階会議室
  - (2) 日時 平成29年3月15日 午後2時開始
  - (3) 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 資格審査結果通知書の提示  
入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。
- 12 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 長崎県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に複写予定枚数を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 13 入札が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 14 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状の代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
- (1) 入札金額(単価)が全ての重量区分とも予定価格の範囲内である者のうち、重量区分ごとの入札金額(単価)に、見込数量をそれぞれ乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 16 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
  - (3) その他、詳細は入札説明書による。

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
新庁舎県庁ネットワーク機器等の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部情報政策課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話095-895-2233
- 3 落札決定日  
平成29年1月31日
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札者  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社 J E C C  
営業本部長 村上 春生
- 6 落札価格  
619,398,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日

平成28年12月20日

- 8 落札方式  
最低価格

### 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款の変更の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称 特定非営利活動法人 雪浦あんぱんね
  - (2) 代表者の氏名 渡辺 督郎
  - (3) 主たる事務所の所在地 西海市大瀬戸町雪浦下郷1241番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、過疎化、少子高齢化が進行する地域社会に対して、地域資源を活かし、国内外の交流人口の増加、移住促進、地域住民の元気を促し、地域を活性化する事業や、健康と福祉に関する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
  - (1) 縦覧の場所  
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
  - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) イオンタウン長与  
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字西田369番4 外69筆
- 2 届出の概要
  - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - (2) 大規模小売店舗の新設  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,523平方メートル
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長与町長 吉田 慎一
  - (2) 意見書の内容
    - ・敷地周辺の道路について通学路無しとなっておりますが、地元小中学生や高校生の通学路となることが予想されます。登下校時間帯の安全対策についてご配慮願いたい。
    - ・予想を上回る来場がある場合は従業員用駐車場を開放する他、オープン時には近隣に臨時駐車場を確保する計画とのことですが、その際に限らず駐車場内や近隣での混雑緩和及び交通安全のための対策についてご配慮願いたい。
    - ・公共交通バスの乗入れ運行を計画中となっておりますが、バス乗入れについては自家用車による来場数に大きく影響するため、オープン時に確実にバスの乗入れができるよう調整願いたい。

- ・空調機器等の室外機が複数台隣接して設置されるようですが、機材による騒音苦情防止のため、防音対策についてご配慮願いたい。
- ・近接する住宅には当該店舗と同等程度の高さの高層マンションもあるため、荷捌き等による騒音や車両ヘッドライト等による光害対策についてご配慮願いたい。
- ・廃棄物減量化及びリサイクルについて、事業所内及び併設される各種店舗においても廃棄物の低減化及びリサイクルを図るようご配慮願いたい。
- ・青少年の蟻集防止及び万引き対策等、防犯対策についてご配慮願いたい。
- ・地域行事等の際の協力等、地域貢献にご協力願いたい。
- ・交通渋滞や騒音に限らず、開店後に生活環境を悪化させることのないよう適宜町及び関係者との協議の場を設けるようご協力願いたい。

#### 4 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

##### (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部商務金融課及び長与町建設産業部産業振興課、時津町産業振興課

#### 肥料の登録（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第661号	副産動物質肥料	アミノ酸有機液肥	窒素全量 6.0%	大阪府柏原市国分東条町3番5号	有限会社 クリエ・ジャパン 代表取締役 瀧川 英人	平成26年 3月6日	平成29年 3月6日 から 平成32年 3月5日 まで

#### 土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

また、同条第2項の規定による決定に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議の申出の決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 桃山田土地改良区

##### 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 桃山田土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

##### 2 縦覧期間

平成29年2月24日から平成29年3月16日まで

##### 3 縦覧場所

雲仙市役所農漁村整備課及び守衛室

**県営土地改良事業計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営桃山田地区土地改良事業（区画整理工、農業用排水施設工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営桃山田地区土地改良事業計画書
- 縦覧期間  
平成29年2月24日から平成29年3月16日まで
- 縦覧場所  
雲仙市役所農漁村整備課及び守衛室

**県営土地改良事業変更計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営山田原第2地区土地改良事業（区画整理工、農業用排水施設工）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第8項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営山田原第2地区土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 縦覧期間  
平成29年2月24日から平成29年3月27日まで
- 縦覧場所  
雲仙市役所農漁村整備課

**一般競争入札の実施（公告）**

平成29年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

- 競争入札に付する事項
  - 委託する業務の名称  
平成29年度長崎空港内外連絡通路警備業務委託
  - 委託する業務の内容  
長崎空港に設置している内外連絡通路における火災、盗難、不良行為等を防止し、施設の保全を図るとともに、通行人の安全確保を図る（詳細は入札説明書添付の仕様書のとおり。）
  - 履行期間



平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

大村市箕島町593番地（長崎空港内外連絡通路）

2 競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 競争入札の参加者の資格等に関する告示（平成29年長崎県告示第132号、平成28年長崎県告示第186号）により示した長崎空港内外連絡通路警備業務委託に係る入札の参加資格申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (4) 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等  
（名称） 長崎県土木部港湾課（管理班）長崎県庁本館6階  
（住所） 〒850-8570長崎市江戸町2番13号  
（電話） 095-824-3625（直通）
- (5) 入札の期日及び場所  
（日時） 平成29年3月23日 午後13時00分  
（場所） 長崎市江戸町2番13号  
長崎県庁第3別館1階建築課入札室
- (6) 入札当日が悪天候（大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の(4)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書の交付期間及び場所

- （期間） この公告の日から平成29年3月22日までの間（県の休日を除く。）
- （場所） 3の(4)の部局にて随時交付する。

5 契約条項を示す場所

3の(4)の部局とする。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合



イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

#### 8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。
- (7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。なお、入札執行回数3回を限度とする。

#### 10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

### 一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 競争入札に付する事項

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 業務の名称 | 長崎県教育センター庁舎等管理業務委託      |
| (2) 履行期間  | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |
| (3) 履行場所  | 長崎県教育センター               |
| (4) 委託の内容 | 入札説明書添付の仕様書による。         |

#### 2 入札参加資格

この公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該

当しない者である。

- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の規定による長崎県知事の登録を受けている者。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する1種、2種、3種いずれかの電気主任技術者並びに仕様書にある技術者を選任できる者。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札参加を希望する者は、競争入札の参加者の資格等（告示）に定める競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

- (1) 申請の時期  
この公告の日から平成29年3月7日（火曜日）17時00分までの間（県の休日を除く。）とする。
- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2  
（名称）長崎県教育センター（総務課）  
（電話）0957-53-1131

### 4 入札の方法等

- (1) 入札参加者条件  
次の条件をすべて満たしているもの。  
ア 2の入札参加資格を有する者であること。  
イ 平成29年4月1日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。  
ウ 当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (2) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。
- (5) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

### 5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（名称）長崎県教育センター（総務課）  
（住所）〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2  
（電話）0957-53-1131

### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

### 7 入札説明書の交付方法

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
（交付期間）この公告の日から平成29年3月3日（金曜日）17時00分までの間（県の休日を除く。）とする。  
（交付場所）5の部局等とする。

### 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札の日時及び場所

(日時) 平成29年3月21日(火曜日) 10時00分

(場所) 長崎県教育センター 5階 研修室A

開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開催を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(契約書の写し等)を提出したとき。なお、「同規模以上」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満1,000万円以上

③1,000万円未満

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもって、これに代えることができる。

### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの(履行証明書)を提出したとき。なお、「同規模以上」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満1,000万円以上

③1,000万円未満

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもって、これに代えることができる。

## 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。

(7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (4) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

**一般競争入札の実施（公告）**

業務の委託について制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
長崎県教育センター庁舎等清掃業務委託
- (2) 履行期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (3) 履行場所  
長崎県教育センター
- (4) 委託内容  
入札説明書添付の仕様書による。

## 2 競争入札の参加資格

この公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (5) 平成29年4月1日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき、かつ、直ちに履行できる者であること。
- (6) 当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

## 3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載



落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
  - (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積りの協議を行う。
  - (4) 電送及び郵送による入札は認めない。
  - (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 4 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（名称）長崎県教育センター（総務課）  
（住所）〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2  
（電話）0957-53-1131
  - 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
  - 6 入札説明書の交付方法  
入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
（交付期間）この公告の日から平成29年3月7日（火曜日）17時00分までの間（県の休日を除く。）とする。  
（交付場所）4の部局とする。
  - 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 8 入札の日時及び場所  
（日時）平成29年3月22日（水曜日）10時00分  
（場所）長崎県教育センター 5階 研修室A  
開催当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開催を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
  - 9 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約を2回以上締結し、それを証明するもの（契約書の写し等）を提出したとき。なお、「同規模以上」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
      - ①3,000万円以上
      - ②3,000万円未満1,000万円以上
      - ③1,000万円未満ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもって、これに代えることができる。
  - (2) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの（履行証明書）を提出したとき。なお、「同規模以上」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
    - ①3,000万円以上
    - ②3,000万円未満1,000万円以上

## ③1,000万円未満

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもって、これに代えることができる。

## 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(6)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき。
- (7) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 13 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

## 14 最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されている。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

---

**教育委員会告示****長崎県教育委員会告示第1号**

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、平成29年2月16日付けをもって、次のとおり指定された。

平成29年2月24日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二



## 県指定された文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (建造物)	旧小田家住宅主屋・奥 座敷・土蔵	3棟	北松浦郡小値賀町笛吹郷 1931	小値賀町

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (彫刻)	金泉寺の木造不動三尊 像	3軀	諫早市美術・歴史館 (諫早市東小路町2-33)	宗教法人 金泉寺

発行者

長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表  
直通表(八九五)  
二一一一  
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥